

第二部 行動規範・倫理と評価

博物館評価を考えるための大学評価の事例

三重県総合博物館特別顧問 布谷知夫

博物館登録をめぐる課題

博物館法の今後の在り方を考えるうえで、博物館登録制度は大きな課題である。博物館の登録制度については、1951年の博物館法の制定のための議論の時代から、矛盾を抱えていたことは明らかであり、その後の何度かの博物館法改正の際にも議論が行われた。中でも博物館制度の見直しを目的とした「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（2006年）の報告では、新たな登録基準の骨格と、登録制度を運用する際に留意すべき点が提案された。その内容は「対話と連携の博物館」の精神にのっとり、「共通基準」と「特定基準」に配慮しながら、多様性と公平性に目配りした基準であるべきという事であろうか。

その後、日本博物館協会の「博物館登録制度の在り方に関する調査報告」（2017）では、登録基準やその審査体制などについての素案が出されており、博物館関係者の間では、おおむね登録のあり方については、その内容は共通認識として認められるものとなっているのではないかと思える。しかし新しい方向性としてまとめられたものの、実現のための方法や組織などについては、まだ具体的なイメージを持っていない。

しかし博物館登録制度を考える上ではどのような制度を考えるにしても、登録をする博物館としない博物館とを判断する基準が必要であり、何らかの博物館評価を行うことは不可避である。

博物館の評価についてはこれまでも博物館学上の議論が行われてきた。1990年ころから海外の博物館評価の事例が報告されるようになり、展示室での来館者による展示評価あるいは博物館運営の評価などの事例が数多く実施されるようになった。同時に国立民族学博物館を事例とした博物館の経済効果研究、琵琶湖博物館を事例とした経済・社会・文化的効果の研究が行われ、その後アンケート調査や様々なデータを活用した総合的な運営評価が実施されるようになった。現在も博物館評価に関する研究と調査実施例は続けられている。

しかしこれらの博物館の評価方法は、基本的には個別の博物館での展示や運営について評価するものであり、いかにうまく運営され、展示が作られているかなどを評価し、改善を目指した評価である。最初から複数館を比較することを目的にはしていない。そういう意味では複数館を比較することが目的ではなかったが、同じ目線で博物館を比較することができるのは、協力者会議が提案した「対話と連携の博物館」におけるミニマム・スタンダードを基準にすることであるかもしれない。いかにうまくいっているかではなく、個別の博物館の理念に基づいて博物館としての最低限度の基準を維持できているかを確認するような評価である。しかし最低限度の共通の基準をクリアしている博物館をすべて登録するということには、ならないであろう。またこれを実際の制度として実施するには詳細を詰めていくが必要になる。

アメリカにおける大学評価制度

同じような評価議論が行なわれた事例として大学評価がある。大学評価はかなり長い歴史を持っており、必ずしも効果的に行われてはいないという事例も耳にするが、大学という、研究と教育を扱い、定性的な評価の難しい対象に対して、第三者が評価を行うというシステムがかなりうまく作られており、博物館にとっても参考になると考え、その紹介を行いたい。

日本の大学評価のシステムは、ほぼアメリカで行われてきた評価システムを参考にして形作られたものであるため、まずアメリカでの簡単な歴史と共に紹介する。

アメリカの大学評価

アメリカでは現在は全米高等教育機関基準認定協議会の下、全米に六つの地区基準協会があり、他に全米神学学校基準認定協会、全米専門学校基準認定協会、全米実業学校基準認定協会などがある。アメリカの場合は、大学を開設することが比較的簡単であり、日本でも話題になったことがある「ディグリー・ミル」とよばれる大学を名のる会社があり、お金を出せばその会社が学位を出すなど大学の質があいまいである。反面、公認された学位を出すことができるのは基準協会の基準に適合した実績を持った大学だけであり、そのためには基準協会の認定を受けて基準協会の会員になる必要がある。基準協会の会員になっていない大学は、連邦政府の補助金を得ることはできず、また学生は奨学金を得ることもできない。大学卒業者としてもはっきりとした区別が付けられる。

この基準協会の考え方は、大学の質の評価は大学の教員、職員、学生が自ら行うべきもので、連邦政府が行うべきではないとして、大学の自主評価と第三者である基準協会の評価で行うという事

である。評価作業には、私立の場合も公立の場合も、政府関係者は加わらないか、説明役に入るだけで評価者とはならない、等の徹底が行われている。

この制度は1895年に中西部7州の36の大学と中等学校の管理者が集まり「北中部諸州の大学と中等学校の連合組織の創立」を提案したことが始まりである。そしてその目的は、最初は密接な関係の樹立であったが、やがて教育の質の吟味へと変わり、大学基準認定へと変わった。

以下に北中部地区での事例を報告するが、基本は全米各地区とも全米基準協会で管理しておりほぼ同様である。

北中部地区基準協会・高等教育機関判定委員会は1913年にその活動を始め、かなり画一的な数値基準を設け、定量的、拘束的性格の強い基準が使われていた。しかし1921年にそれが硬直的すぎるという意見の下で、1934年に新しい方針が出された。それは、大学は総合的に評価されなくてはならない、という考えであり、大学にはどこに問題があるかという事よりもどのような長所があるか、という点が重視され、それまでの大学は同じ設立目的を持っているという考えから、大学の多様性を承認されるようになった。大学の掲げる目的が高等教育機関にふさわしいものであれば、この目的に沿って評価されるというように変わっていった。その後、全国の大学のデータを集めて類型化し、その内容と評価する大学のデータを比較することで大学の基準認定を行った。多様であるために判断をする基準を平均値に近いところに求めたのであろう。

しかしこれは、大学の多様性をみとめるという考えに結果として反することであり、改めて基準認定の方法についての議論があり、1958年に「高等教育機関の評価のためのガイド」が刊行された。このガイドでは定量的な観点を排して、定性的観

点からの評価が重視され、大学の教育的な使命やそのための資源は整っているのか、設立目的とその実現段階などを調査することとなった。このガイドはその後何度も部分改定を行われている。その後、北中部基準協会の会員は、種類、性格において多様になり、またコミュニティカレッジ、職業技術専門学校、専門単科大学なども重視されるようになったため、1970年代に入って、地区基準協会への「加盟最低条件」を採択して、対象とする高等教育機関の種類を明確にし、「基準認定用ハンドブック」が作成された。このハンドブックによって、評価にむけての「自己点検プロセス」が重視されるようになった。そして1987年、「加盟共通要件」を発表した。

加盟共通要件には、①大学の「氏名」と設置・運営の認可に関する事項 ②教育課程に関する事項 ③組織・機構に関する事項 ④財的資源に関する事項 ⑤大学情報の開示に関する事項、が挙げられている。

そして基準認定用基準では

- 1 大学が明確に公認する目的を宣言していること。その目的が大学の掲げる使命と調和し、なおかつ高等教育機関としてもふさわしいものであること。
- 2 大学が教育課程その他のプログラムにおいて、こうした目的を達成するうえで有効に組織された適切な人材、財的、物的資源を保有していること。
- 3 大学がその目的を現在遂行中であること。
- 4 大学がその目的を継続して遂行していける見込みがあること。

基準認定の進め方

(1) 大学の基準認定

基準認定機関による資格審査を受けて承認されると、一定の基準を満たした大学とみなされ、基準協会に入会できる。

1) 期間別基準認定

大学の機関全体として評価され、全米6か所の地域別基準協会の会員となる。一部の学部だけの認定などもある。

2) 専門分野別の基準認定

専門分野別基準認定協会の会員となる

(2) 認定の手順

1) 入会を希望する大学からの基準認定の申請。

新たに入会を希望する大学からの申請のほか、再審査の時期が来た会員大学からの申請を受ける。新大学の場合には開校4～6年程度の期間をあけて申請。会員大学の場合には長くて5～10年。短くても1～3年後に再調査が行われる。

2) 基準協会から申請大学への予備調査

基準協会の委員が大学を訪れて、以後の作業の打ち合わせ

3) 大学による自己点検作業

大学では1年程度をかけて、全学的な討議を通じて自己研究報告書を作成して、基準協会に報告を行う。

4) 基準協会の審査団による実地調査

基準協会の判定委員会によって選ばれた数名の委員からなる実地審査団によって、3～4日程度をかけて当該大学を調査する。調査内容は認定基準により、報告書の内容が詳細に調査される。この調査に関する費用は当該大学が負担し、審査団の委員は、加盟大学の教職員等から完全ボランティアで、謝礼も饗応も受けない。

5) 審査団による評価報告書の作成と基準協会への提出

6) 基準委員会の判定委員会が、大学が会員としての資格を有しているか否かを判定

・合格の場合

基準協会の会員となり、連邦政府補助金受給資格などが生じる

・改善勧告の場合

数年後に再審査を受ける

・不合格の場合

会員資格の拒否あるいは取り消し，連邦政府補助金受給資格を失う

7) 加盟校認定証

判定委員会が加盟校の認定を採決し，加盟校であることを明らかにした証書であり，審査した内容を明記するもので，その審査の際の申請書の内容が変更される場合には，変更内容について判定委員会の承認を得る必要がある。

8) 大学から基準協会への異議申し立ての権利

大学から異議申し立てがあった場合には，異議申し立てを審査する委員会が審査団と同様に作られて，現地実施調査を行い，結果を基準協会に報告し，判断がされる

9) 基準協会への年間報告義務

判定委員会から各会員大学に年次報告書の請求が送られてくる。年次報告書には各大学の登録学生数，財政状況の推移，教育課程の開設状況，第三者との契約に基づいて実施される教育活動の状況などを記載し，加盟校認定書の内容と相違がないかを，判定委員会の事務スタッフによって確認される。

10) 再基準認定調査

以上のような手順で行われるが，加盟校認定書を得ることはアメリカの基準を満たした大学として認められることであり，連邦政府の補助金を受けることや学生への奨学金が受けられる，あるいは認定されていない大学からは認定大学院への入学資格を得られないなど，大きな社会的地位が認められることになる。

なお，異議申し立てによっても判定委員会で認められない場合には，全米基準協議会に申し立てをすることができる。その際のプロセスは，ほぼ地区基準認定協会と同様になる。

日本の大学評価の経過

日本の学校教育法では，「学校を設置しようとする場合には監督庁の定める設置基準に従い設置」しなければならない（第3条）とあり，大学については「その基準を定める場合には，大学審議会に諮問して，最低限度の基準を定める」（第60条）ことになっている。この設置基準が大学として認められる最低基準であるが，その水準が維持され，あるいは向上しようとしているのかどうかを判断する場合に，何を目標とし，何を評価基準とするのか，という課題があり，ある意味では現在も議論は続いている。

1946年に「大学設立基準設定に関する協議会」の発足以後，大学の「設置認可」と「的確判定」を行うことが議論をされた。「大学設置委員会（後の大学設置審議会）」と「大学基準協会」とが定着したが，両者の関係や文部省との関係などあいまいな点が多く，議論が続いていた。

大学評価に関する本格的な提言は，1986年4月の臨時教育審議会第2次答申で，大学に対して，教育研究と社会的寄与の状況を自ら検証・評価することが要請され，1991年2月の大学審議会「大学教育の改善について（答申）」では，大学が自己点検を行い，改善への努力を払ってその社会的責任を果たすこと，そしてその効果的実施のためにアメリカの的確判断の様な制度の運用が望ましく，大学基準協会がその役割を果たすことが期待されるとした。この時点ではまだ努力義務とされていたため日本の大学の側では外部評価や大学の外部への説明責任については，さほど重大視してはいなかった。むしろこの答申に評価と共に記述された，規制緩和と自由化についての内容が注視された。そしてこの答申を受けて同年6月には大学設置基準が改正され，大学による自己点検・評価に関する努力義務が規定された。大学基準協会

は第三者評価を実施するための「大学評価マニュアル」（1995）を設定した。

1998年10月大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について：競争的環境の中で個性が輝く大学」では、自己点検・評価の客観性に疑問を投げかけて、その努力義務をさらに強化するために「文部省・第三者機関」を中軸とする多元的評価システムを提言した。これを受けて1999年9月に大学設置基準の改正が行われ、自己点検・評価結果公表の義務化、学外者による検証、さらに教育内容・方法の改善のための組織的取り組みの努力義務などが規定された。これらを受けて2000年3月、国公立大学を当面の評価対象とする大学評価・学位授与機構が創設された。

大学評価に関する大筋の規定がされたのちには、大学の研究や、評価結果による効果的な資源配分を行うことが強調され、政府の科学技術政策との関連や、評価結果から「21世紀COEプログラム」の実施などが行われている。

2002年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係わるシステムの構築について」に続いて行われた制度改正によって、各大学短期大学は国公立に関わらず、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関によって7年に1度の評価を受けなければならないこととなった。多様な評価システムを理念とするこの制度では複数の評価機関の中から大学が評価を受ける機関を選択することができ、現在では4年制大学では、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、私立大学の特性を生かした評価機関として、日本高等教育評価機構が存在する。

以上のように短期間の間に、1) 自己点検・評価の努力義務 2) 自己点検・評価の実施義務 3) 自己点検・評価の結果の公表義務 4) 外部評価の努力義務 5) 第三者評価機関の創設と評価の実施、というように大学評価のシステムが整備された。

このような大学評価が現在行われているが、大学の数が多いために、多分に評価基準がマニュアル化されており、その結果としての大量の資料作成の必要、また制度導入の意図として、現代的な競争原理と資源配分があり、昨今に話題になることの多い急速な成果・業績主義、基礎研究の軽視などにつながっていくような評価になっているのではないかと危惧するところである。

日本の大学基準協会の評価手順

大学基準協会は、もともとは大学の自主的努力と相互援助によって大学の質の向上を目的とした団体で、1951年からは入会を希望する大学に対する「的確判定」を行い、2004年以降は文部科学省による大学認定評価機関としての活動を行っている。そして現在では大学、短期大学、法科大学院をはじめ、各種専門大学院の認定評価を行っている。

大学評価は、基準協会の会員としてふさわしいかどうかを認定の基準とする形にしており、大学の教育・研究活動等に関する自己点検・評価に対する第三者評価を行い、合格すると学校教育法第109条第2項に規定する認定評価を受けたものとなり、同時に基準協会の会員となる。

大学評価実施プロセス

①大学における自己点検・評価（基準協会の評価実施の前年度）

評価を希望する大学は、大学基準協会に申請を行う。申請は完成年度経過後さらに1年を経た大学が条件。

②自己点検・評価の結果を「点検・評価報告書」としてまとめ、他の書類と共に提出（提出期限は評価実施の年の4月1日）

申請のあった大学を評価するために、20名からなる

大学評価委員会が設置される。委員の内 10 名は会員大学から推薦，5 名は理事会が推薦する外部の有識者から，残り 5 名は理事会の推薦者でこれらを会長が委嘱する。委員の任期は 2 年で再選は妨げない。

大学評価委員会は大学評価分科会と大学財政評価分科会を設け，その委員は大学評価委員会委員およびその他の委員で構成され，その委員は大学評価委員会の候補者名簿に基づき会長が委嘱する。

③書面評価（実施年度の 5 月から 9 月）

大学は点検・評価報告書と他の資料を協会に提出する。

④実地評価（評価実施年度の 9 月から 10 月）

書面評価及び実施評価の結果，大学評価結果（分科会案）を作成し，その案には「是正勧告」，「改善課題」，又は「長所」及び「評定」を付けることができる。そして大学評価結果（分科会案）には，「適合」もしくは「不適合」の判定，又は「判定の保留」を記載する。大学評価委員会委員長は結果の原案について大学から意見を聴取する。

⑤大学評価結果（委員会案）の大学への提示（評価実施年度の 12 月）

委員会案は理事会の決定を得たのちに会長から大学に通知し，同時に結果を大学評価結果報告書にまとめて文部科学大臣に報告する。

⑥意見申立（評価実施年度の 1 月）

「是正勧告」あるいは「改善課題」を付けられた大学は，改善報告書を提出し，協会は改善報告書検討分科会を設置し，改善報告書に対する検討結果を決定する。

判定を保留された大学は，再評価改善報告書を会長あてに提出し，再評価を受ける。期限までに再評価を受けない場合には，その大学は適合しないと判定される。協会は再評価委員会を設置し，書面評価及び実地評価を行い，再評価結果（委員会案）を作成し，大学基準に適合あるいは不適合の判定結

果を記載する。理事会はこの結果を審議し，再評価結果を記載する。

⑦大学評価結果の通知・公表

再評価の結果，適合と判定された大学に対する認定機関は，保留されていた期間を合わせて 7 年とする。

⑧追評価改善報告書の作成提出（評価結果の受領から 3 年経過後の 7 月）

再評価の結果，不適合と判定された大学は，追評価改善報告書を提出することができ，協会は追評価分科会を設置し，書面及び実地調査を行う。評価結果（委員会案）を作成し，大学基準に適合あるいは不適合の判定結果を記載する。理事会はこの結果を審議し，追評価結果を記載する。大学評価委員会委員長は結果の原案について大学から意見を聴取し，会長に結果を報告する。理事会は結果を審議し，追評価結果を決定する。

⑨再度大学の自己点検・評価（評価実施から 7 年経過した 4 月 1 日）

⑩適合と認められた大学には，認定証が公布され，ホームページや印刷物などに自由に使用することができる。そして 7 年後には改めて①から⑧までの手順を踏まなくてはならない。

このように日米を比較してみると，日本のシステムはほぼアメリカの制度を参考に作られていることがわかる。ただアメリカのほうがじっくりと時間をかけて準備をし，審査を行っているようである。また今日のシステムに至るまでの経過を見ると，時間がかかっている分，いろいろな議論が行われて，課題が整理されているように見える。それはそれで双方にとっての負担が大きいかもしれない。

ただ現実には日本の大学評価については，それは実施されることで大学の質が上がっていくというよりは，質が下がるのを防ごうとしている，という状態なのではないかと思われる。通常の 7 年ごとに行われる審査では大量の書類を作り，大変

な割には目に見える変化が生まれるわけではない
というような話を聞くことがある。

それでも2019年9月に東京医科大学の入試の不正に対して、大学基準協会が2017（平成29）年度大学評価結果の「適合」判定を取り消し、「不適合」と判定、また2020年2月には同じく医学部の入試に関して、大学基準協会が調査を行い、「学生の受け入れ」「管理運営」「内部質保証」について、自己点検・評価が適切に実施されていないことから、日本大学など7大学の「適合」判定を取り消し、「不適合」と判定した。なおそのうちの1大学である聖マリアンヌ大学からは異議申し立てがあり、大学基準協会での異議申し立て審査を行った結果棄却された、というような事例はある。

博物館の場合には、大多数が中小規模なので、各館の基本的な理念や方針を内部で十分に議論をし、その実行に向けて運営をされているかどうかの点が大きなポイントであると考え。そのためにはアメリカの例での「基準認定用基準」のような基本の評価の姿勢を明確にすることが必要と考える。

参考文献

- 大学基準協会（企画）・早田幸政（訳）. 1995. アメリカ北中部基準協会の大学カレッジ評価ハンドブック. 270pp. 紀伊国屋書店, 東京.
- 秦由美子（編著）. 2005. 新時代を切り開く大学評価 日本とイギリス. 313pp. 東信堂, 東京.
- 喜多村和之. 2002. 大学は生まれ変わるか 国際化する大学評価の中で. 179 p p. 中央公論社, 東京.
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2006. 新しい時代の博物館制度の在り方について. 120pp. 文部科学省, 東京.
- 日本博物館協会. 2017. 博物館登録制度の在り方に関する調査研究 報告書. 38pp. 日本博物館協会, 東京.
- 大南正瑛・清水一彦・早田幸政治（編）. 2003. 大学評価文献選集. 397pp. エイデル研究所, 東京.

学校教育法

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない

公益財団法人大学基準協会 大学評価に関する規程

第1条（目的）公益財団法人大学基準協会が、公益財団法人大学基準協会定款に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、大学（短期大学を除く。）に関する評価について定める。

第2条（定義）この規程において大学評価とは、完成年度経過後さらに1年以上を経た大学で、本協会の大学評価を受けることを希望する大学を評価し、本協会の大学基準に適合していると認定するか否かについて判定することをいう。2 この規程に定める大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたものとする。

第4条 適合の判定を受けた大学の認定期間は7年間とする

大学評価委員会

第7条 大学評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、大学評価委員会を設置する。

第8条 大学評価委員会は、20名の委員で構成する。2 前項の委員のうち10名については、正会員である大学がその大学から推薦する1名ずつの候補者について理事会で選出し、会長が委嘱する。

第13条 大学評価委員会は、大学評価分科会及び大学財務評価分科会を設置する。2 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の委員及びその他の委員によって構成する。3 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

大学評価手続き

第15条 大学評価は、別に定める点検・評価項目に基づいて大学が作成する点検・評価報告書その他の資料の評価及び実地調査を通じて行う。

第16条 大学は、指定の期日までに、大学評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

評価結果の作成

第22条 前条に定める評価の結果に基づき、大学評価分科会及び大学財務評価分科会のもとで大学評価結果（分科会案）を作成する。2 大学評価結果（分科会案）に、「是正勧告」、「改善課題」又は「長所」及び「評定」を付することができる。3 大学評価結果（分科会案）には、大学基準に適合若しくは不適合の判定又は判定の保留を記載しなければならない。

結果の通知

第25条 会長は、大学評価結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を大学に通知しなければならない。

2 会長は、大学評価結果を大学評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。

第26条 異議申立審査手続については、別に定める

第27条 大学基準に適合すると認定された大学で、是正勧告又は改善課題を付された大学は、指定された期限までに是正勧告又は改善課題についての改善報告書を提出しなければならない

第28条 改善報告書の検討を行うために、大学評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する

第29条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書に対する検討結果（分科会案）を作成する

第30条 理事会は、前条第5項の検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書に対する検討結果を決定する

再評価

第31条 大学評価の結果、判定を保留された大学は、指定された期限までに、「是正勧告」及び「改善課題」に対する再評価改善報告書を会長宛に提出し、再評価を受けなければならない。2 指定された期限までに前項に定める再評価を受けない場合、その大学は大学基準に適合していないと判定されるものとする

第32条 再評価を行うために、大学評価委員会は、再評価分科会を設置する

第33条 再評価は、書面評価及び実地調査により評価を行う。ただし、書面評価を通じて改善が確認できる場合は、大学評価委員会の判断によって実地調査を省略することができる

第34条 前条に定める評価の結果に基づき、再評価分科会は、再評価結果（分科会案）を作成する。2 再評価結果（分科会案）には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない

第35条 理事会は、前条第8項の再評価結果（案）を尊重しつつ審議し、再評価結果を決定する

第36条 再評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学に対する認定期間は、判定が保留されていた期間を含め、7年間とする

追評価

第38条 大学評価又は再評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる

認定証

第45条 本協会は、大学評価、再評価又は追評価の結果、大学基準に適合と認定した大学に対して、認定証を交付する

附則1 この規程は、平成23年4月1日から施行する